

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「コロナワクチン接種後の副反応について」及び「平塚市に報告されている年齢ごとの症状について」に該当する文書である「予防接種後副反応疑い一覧」（以下「本件文書」という。）について、平塚市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）において非公開とした項目のうち、「年齢」については公開すべきであるが、その他の項目を非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和4年3月18日付けで行った本件処分を取り消し、個人名以外の全ての項目を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月4日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件処分を行い、令和4年3月18日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和4年4月12日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 本件文書は厚生労働省で取りまとめた報告書を当該市町村に送付しているものである。厚生労働省のホームページ上で公開されている副反応疑い報告書には、「接種時年齢」、「性別」、「接種日」、「発生日」等が記載されている。条例第5条第1号ただし書イにおいて、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開

するとしているため、実施機関が当該箇所を非公開とするのは不当である。

- (2) コロナワクチンの副反応に関しては、死亡や重篤者が報告されており重大問題である。条例第5条第1号ただし書オにおいて、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開するとしているため、実施機関が当該箇所を非公開とするのは不当である。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開決定通知書及び弁明書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 添付資料の2022年4月21日付け厚生労働省「全国自治体向け速報Q&A」の内、通し番号2518に、「症例」や「発生地域名」は原則公開しないこと、また、国が公表している情報と地方公共団体が公表する情報の照合により特定の個人が識別されないよう注意することが記載されている。そのため、「生年月日」、「接種時年齢」、「氏名又はイニシャル」、「性別」を条例第5条第1号前段「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」の該当性が有るものとして非公開とした。
- (2) 「接種日」、「発生日」、「病状の概要」、「(病状の程度の)内訳」、「病状」、「別紙様式1症状」については、心身に関する情報であり、第5条第1号後段「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得る又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害すると認められるもの」の該当性が有るものとして非公開とした。
- (3) 審査請求人が提出した国の副反応報告の一覧には「年齢」、「性別」、「接種日」、「発生日」、「接種から発生までの日数」、「ワクチン名」、「製造業者」、「ロット番号」、「症状」、「因果関係」、「症状の程度」、「転帰日」、「内容」が公表されている。しかしながら、国は接種者の地域名(市区町村名及び都道府県名)については非公開としており、また、神奈川県においても、副反応疑い報告に関する項目について非公開としている。
- 理由として他の情報と照合して個人が特定されないことを前提としており、本件文書の非公開部分の項目を部分的でも公開すれば「平塚市」の被接種者として公となり、国が公表している副反応一覧表と照合して特定の個人が識別されるおそれは十分に考えられることから、審査請求人が主張する条例第5条第1号ただし書イ「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性は無いと判断した。

- (4) 「接種場所」について、新型コロナワクチンは今まで使用実績がないワクチンであり、その副反応(疑い)の報告は積極的に検討して報告するよう国からの通知があった。(令和3年2月16日付け健発0216第2号、薬生発0216第6号「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について)そのため、通常起こり得る軽い副反応(発熱や接種部位の痛みなど)まで報告した医療機関の中に、1つの医療機関だけで市全体の報告数の約4割を占める状況に鑑み、国の通知に従って積極的に報告した医療機関の接種に問題があるとされると今後の副反応疑い報告に協力できなくなることは容易に想像でき、また、医療機関の運営継続に悪影響を与えかねない。

このため、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、条例第5条第2号により非公開とした。

- (5) 「接種から発生までの日数」、「ロット番号」、「ワクチン名」、「基礎疾患」、「専門家の評価 PT」、「専門家の因果関係評価」、「専門家の意見」、「接種回数」の各項目は、国から実施機関への報告文書に記載が無く、文書不存在である。

6 記載の有無及び公表・公開基準

本件文書の非公開部分の妥当性に関し、国と実施機関の記載の有無及び公表・公開基準との比較が必要であるため、以下に国、実施機関の対応について、各項目を分類する。以下、当審査会がインカメラ審理で本件文書を確認した結果を示す。

- (1) 国が公表し、実施機関が非公開とした項目

国が公表した項目において、実施機関が非公開とした項目については、「年齢」、「性別」、「接種日」、「発生日」、「症状名(症状の概要)」、「転帰内容(症状)」であることを確認した。(カッコ内は実施機関の表記)

- (2) 国が公表し、本件文書に記載が無かった項目

国が公表し、本件文書に記載が無かった項目については、「接種から発生までの日数」、「ロット番号」、「ワクチン名」、「基礎疾患」、「専門家の評価 PT」、「専門家の因果関係評価」、「専門家の意見」であることを確認した。

実施機関に確認したところ、本件文書の表記については、国から送付された報告書に加筆修正等は施しておらず、当審査会は当該項目については不存在であることを認めた。

- (3) 国、実施機関が共に非公表又は非公開とした項目
国、実施機関が共に非公表又は非公開とした項目については、「氏名(イニシャル)」、「接種場所」、「内訳」、「別紙様式1症状」、「生年月日」であることを確認した。
- (4) 国が非公表とし、実施機関が公開している項目
国が非公表とし、実施機関が公開している項目については、「連絡日」、「接種回数」、「報告回数」であることを確認した。

7 審査会の判断

上記6-(1)及び6-(3)の実施機関が非公開と判断した項目について、その妥当性を審議する。

(1) 条例第5条第1号の該当性について

当審査会において、本件文書を見分したところ、本件文書は一体として個人に関する情報であることを認めた。

実施機関が非公開とした項目を公開することで、当該個人の近親者、地域住民等であれば通常入手し得る情報との照合により、特定の個人を識別することが可能であるため、「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報」を非公開情報と規定する、条例第5条第1号の該当性を認めた。

ただし、「年齢」については、公開したとしても特定の個人を識別できるとまではいえないため、公開すべきと判断した。

(2) 条例第5条第1号ただし書イの該当性について

審査請求人は反論として、条例第5条第1号ただし書イにより、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開すべきと主張している。本号ただし書イについては6-(1)「国が公表し、実施機関が非公開とした項目」において該当性が有るため当該項目について審査し、以下にその内容を示す。

国が公表している情報は地域を特定されない条件下で公表されているものである。当該情報から平塚市民を特定することは不可能である。

本件文書は厚生労働省で取りまとめた報告書を実施機関に送付しているものであり、この時点で本件文書の記載事項は平塚市民に限定された情報である。

審査請求人が提出した資料「第77回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の資料」と本件文書の報告件数と比較したところ、国が月に約500件、平塚市が月に約9件、であり、統計情報であったとしても母数が少数であれば、一般

的に特定の個人を識別される可能性が高く、国と実施機関では公表環境に大きな差異が生じているといえる。

当審査会はこのような条件下で国が公表した項目については、条例第5条第1号ただし書イの該当性はないと判断する。

(3) 条例第5条第1号ただし書オの該当性について

また、審査請求人は反論として、条例第5条第1号ただし書オにおいて、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開するべきと主張している。

審査請求人が審査請求書に付した資料「第77回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第30回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会」の資料によると、厚生労働省のウェブページにおいて、全国の副反応疑い報告の状況を取りまとめ、ワクチンの種類ごとに性別、年齢別、症状別件数等を公表していることが認められた。

審査請求人が行政文書公開請求書で求めている「年齢ごとの症状」については、国が公開している情報により既に知ることができる状況であり、実施機関が本件文書を追加的に公開することによる利益は極めて限定的である。

公開することの利益と非公開とすることで守られる個人の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が優越するとまではいえない。よって、人の生命、健康等を保護するため、本件行政文書を公にすることが必要であるとまでは認められないため、同号ただし書オの該当性は認められない。

(4) 条例第5条第2号について

実施機関は本件文書記載事項の「接種場所」について、当該情報を公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるとして、条例第5条第2号を適用し非公開としている。

審査会が本件文書をインカメラ審理で確認したところ、「接種場所」の記載情報は医療機関名であることを確認した。

一般的に、接種前の検温、問診等が適切に実施されていない場合は副反応リスクが高くなることが想定され、また、アナフィラキシーショックに対しては、迅速かつ適切な医療対応が必要となり、医療体制の不備により副反応件数が著しく多くなるような事態も考えられ、市民の生命、健康を守るため当該情報を公開することは公益性があると言える。

また、副反応の有無に関わらず、接種場所については広く公開されている情報であり、一定確率で副反応が起きることから、副反応が起きた医療機関名が公開されたとしても、当該医療機関の正当な利益を害するとまでは言えない。

しかしながら、本件文書において、報告件数が突出して多い医療機関があり、実施機関が主張する、医療機関ごとの報告実施の判断に差異があることが認められた。

先述の医療体制不備で副反応リスクが高くなるという一般的な想定が、本件文書の「接種場所」の情報と結びつくと、実際は接種数の母数が多いため、または、報告実施の判断に差異があるという前提条件があるにもかかわらず、報告件数の多い医療機関は医療体制に不備があるのではとの誤った認識が市民の間に流布され、当該医療機関の正当な利益を害する可能性は否定できない。

また、接種場所情報を公開することは、他の情報と照合することにより特定の個人を識別され得る可能性を高めることにもなり、以上のことを踏まえ条例第5条第2号により当該情報を非公開とすることは妥当であると判断する。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

令和5年3月20日

平塚市情報公開審査会

会長 出口 裕明

委員 内山 安夫

委員 兒玉 秀行

委員 内藤 悟

委員 吉増 泰實

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和4年4月12日		審査請求
令和4年5月18日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和4年6月16日		審査会が諮問書を受理
令和4年6月20日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和4年7月12日		審査会が意見書を受理
令和5年1月11日	第135回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和5年2月6日	第136回情報公開審査会	審議
令和5年3月20日	第137回情報公開審査会	答申